

1

著作権法

令和2年度 問題1

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 年度版用語辞典の紙面の割付け作業を行うためのレイアウト・フォーマット用紙を工夫して作成した場合、当該用語辞典の編集著作物とは別個独立に、レイアウト・フォーマット用紙自体が著作物となる。
- 2 令和元年の意匠法改正により、建築物について意匠登録を受けられるようになつたため、同改正法施行日以降は、建築物について著作権法による保護を受けることはできなくなった。
- 3 漫画の著名なキャラクターの名称のみを、Tシャツの身頃全面にゴシック体で大書して販売する行為は、当該漫画についての著作権の侵害となる。
- 4 甲が創作した詩イに、乙が旋律口をつけて歌曲ハを創作した場合、歌曲ハは、詩イを原著作物とする二次的著作物である。
- 5 展示権は、美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物について認められるものであり、これらをその原作品により公に展示する権利である。

1	著作権法	著作物	5
---	------	-----	---

1 ×

2条1項1号、東京高判平11.10.28

レイアウト・フォーマット用紙は、編集、印刷、製本の用に供さる実用品であり、極めて技術的、機能的な性質を有するものであるから、用途との関係で様々な制約があるため、著作物として保護に値するほどの創作性を有する表現物とはいえず、著作物に該当しない（2条1項1号）。

2 ×

10条1項5号

芸術性のある建築物については、建築の著作物として著作物に該当する（10条1項5号）。このことは意匠法改正法施行以降も変わらない。そもそも、意匠法と著作権法の趣旨目的は異なるため重複して保護を受けうる。

3 ×

2条1項1号2号、最判平9.7.17

漫画のキャラクターは、漫画の具体的表現から昇華した登場人物の人格ともいるべき抽象的概念であって、具体的表現そのものではなく、それ自体が思想又は感情を創作的に表現したものということはできないため、著作物にあたらない（2条1項1号）。よって、キャラクターの名称のみを利用しても、著作物性が認められる当該漫画についての著作権の侵害にはならない。

4 ×

2条1項11号

2条1項11号は「二次的著作物 著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう」としているところ、詞イと旋律ロを一体として利用する歌曲ハはいわゆる結合著作物であって、二次的著作物とはならない。

5 ○

25条

25条は、「著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する」としている。